

福智町地域福祉総合計画策定支援業務委託・公募型プロポーザル 実施要領

1.趣旨

本町における福祉分野の最上位計画である「第2期福智町地域福祉総合計画(令和9年度～令和14年度)」の策定に当たり、保健福祉分野に関する高度な専門知識を有し、基礎資料の収集、現状分析、課題の整理、計画案の作成、及び会議体の運営等の支援業務を円滑に遂行できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

2.業務概要

(1)業務名

福智町地域福祉総合計画策定支援業務委託

(2)業務内容

別添「福智町地域福祉総合計画策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4)委託費上限額

13,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3.事務局(問い合わせ・提出先)

福智町 福祉課 生活福祉係

〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田 937-2

TEL: 0947-22-7762(直通) Mail: fg0900@town.fukuchi.lg.jp

※メール件名の先頭に“【地域福祉総合計画策定業務委託】”と入力すること。

4.参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 本町の競争入札参加資格を有していること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加表明書の提出期限までに、本町が求める資格審査に必要な書類を提出し、受理された場合は、この限りではない。
- (2) プロポーザルの公告の日から契約締結日までの間に、福智町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成19年福智町告示第47号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 福智町暴力団排除条例(平成23年福智町条例第15号)に基づき、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 過去5年以内(令和2年度以降)において、官公庁(国または地方公共団体)が発注する

同種の業務(地域福祉計画等の策定支援業務)を完了した実績を有すること。

5.実施スケジュール

本プロポーザルの実施から契約締結までのスケジュールは次のとおりとする。

	項目	期日・期間等
1	公募開始	令和8年3月3日(火)
2	参加表明書の受付	令和8年3月3日(火)から3月6日(金)まで
3	参加資格審査結果通知	令和8年3月11日(水)
4	質問の受付	令和8年3月3日(火)から3月6日(金)まで
5	質問に対する回答	令和8年3月6日(金)
6	企画提案書等の受付	令和8年3月16日(月)から3月19日(木)まで
7	プレゼンテーション審査	令和8年3月25日(水)
8	プレゼンテーション 審査結果通知	令和8年3月27日(金)
9	契約締結	令和8年4月上旬

6.参加表明

本プロポーザルへの参加希望者は、以下により参加表明手続きを行う。

(1)提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 業務実績書(様式2)
- ③ 資格審査表(指定様式)

※参加希望者が令和8年度福智町競争入札参加資格者でない場合

(2)提出期間

令和8年3月3日(水)から3月6日(金)17時15分まで(必着)

(3)提出方法

「3.事務局(問い合わせ・提出先)」に記載の電子メールアドレス宛に送付

(4)参加資格確認結果の通知

参加表明手続きを行った事業者に対し、令和8年3月11日(水)に「公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書」を電子メールで送付する。

(5)参加表明書受理後の辞退

(4)の後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出すること。

7.質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答については、以下のとおりとする。

- (1)提出書類
質疑書(様式4)
- (2)受付期間
令和8年3月3日(火)から3月6日(金)17時15分まで(必着)
- (3)提出方法
電子メールにより、前記「3.事務局(問い合わせ・提出先)」宛に送付すること。
- (4)質問に対する回答
質問への回答を令和8年3月6日(金)までに、質問者に対して電子メールにて送付する。なお、参加資格が認められなかった者、及び(2)の受付期間外の質問に対しては回答を行わない。
- (5)その他
 - ① 審査に関わる職員の役職及び氏名等に関する質疑には応じない。
 - ② 他の提案者の提案内容、名称等に関する質疑には応じない。
 - ③ 電話、来庁等、口頭による質疑には応じない。
 - ④ 質問内容が本件業務の根幹に関わる重要な事項であると判断した場合は全参加者に対して同一の回答内容を周知する。

8.企画提案

- (1)提出書類
 - ① 企画提案書(様式5)
 - ② 企画書(任意様式、A4 縦サイズ)
仕様書に定める業務内容を踏まえ、本町が目指す地域共生社会の実現に向け、最適な計画策定を支援するための企画案を提案すること。
 - ③ 業務スケジュール(任意様式、A4 縦サイズ)
 - ④ 業務責任者等の実施体制(様式6)
 - ⑤ 見積書(様式7)
委託業務に係る全ての経費(印刷製本費、郵送料など)を含み、見積金額は委託費上限額を超えないこと。
- (2)提出期間
令和8年3月16日(月)から3月19日(木)17時15分まで(必着)
- (3)提出方法
「3.事務局(問い合わせ・提出先)」に記載の電子メールアドレス宛にメールで送付すると同時に、紙媒体を直接持参又は郵送により提出すること。なお、書類の不着を防ぐため、提出(発送)した日の翌開庁日までに、電話にて到達確認を行うこと。
なお、紙媒体については、(1)提出書類①から⑤の順でまとめ、正本1部、副本(正本の写し)5部を提出すること。

9.プレゼンテーション審査の実施

企画提案書の内容を補完し、提案内容への質疑を行うため、選定委員会を設置し、プレゼンテーション審査(以下「審査」という。)を実施する。

(1)日時及び場所

令和8年3月25日(水) ※詳細な時間と開催場所については、別途通知

(2)審査方法

審査は、質疑応答を含め、1提案者につき30分以内で実施する。

また、希望によりリモートでのプレゼンテーションも可とする。リモートによる参加希望の場合は、令和8年3月23日(月)までに事務局へその旨を連絡すること。

なお、プレゼンテーションで使用する HDMI 端子接続の大画面モニターについては町で準備する。

(3)審査基準

審査基準は、「福智町地域福祉総合計画策定支援業務委託審査基準」のとおりとする。

(4)採点対象としない場合

提出書類に不足等があった場合は減点とし、提出書類に虚偽の記載をした場合、又は審査に欠席した場合は採点を行わない。

(5)委託候補者の決定

審査の結果、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、見積金額が低い者を委託候補者とする。

(6)企画提案を行った者が1提案者の場合について

選定委員会が企画提案の内容について本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その1提案者を委託候補者として決定する。

(7)結果通知

提案者全員に「公募型プロポーザル本審査結果通知書」を送付し、契約候補者として決定した者の名称を通知する。

10.契約手続

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議のうえ、福智町財務規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において委託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

11.その他の留意事項

(1)本プロポーザルは、令和8年度予算議決前の契約準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額または削減があった場合は、本プロポーザルについての実施効力

を失い、契約は行わない。(停止条件付事業)

- (2)本プロポーザルに参加するための費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3)提出期間終了後の書類の修正及び変更は、これを認めない。
- (4)提出書類に虚偽がある場合、福智町より指名停止措置を講じることがある。
- (5)提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本町がプロポーザルの報告や公表に必要な場合は、無償でその内容を使用できるものとする。
- (6)提出された提案書及び添付書類については、返却しない。
- (7)提案書の提出を辞退しても、これを理由として今後の指名などで不利益な扱いを受けることはない。
- (8)本プロポーザルに係る情報公開請求があった際は、福智町条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (9)本プロポーザルに係る郵便、メール等の事故について、本町は一切の責任を負わない。
- (10)審査に対する異議申立てはできないものとする。